

会津若松市移住ウェブサイト制作業務委託

要求水準書

令和6年10月

会津若松市定住・二地域居住推進協議会

1 この要求水準書の位置づけ

この「会津若松市移住ウェブサイト制作業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、会津若松市定住・二地域居住推進協議会（以下「協議会」という。）が、業務の受託者を公募する「会津若松市移住ウェブサイト制作業務」（以下「業務」という。）の遂行にあたって、業務を受託する事業者に要求する業務の水準を示すものである。

要求水準書に定めのないもの及び疑義があるものについては、協議会と協議して決定する。また、事業者の企画提案書において、この要求水準と同等以上の成果を発揮し、かつ法令・告示・通達等による基準を満たすと認められる提案がなされている部分は、事業者の企画提案書の内容を優先するものとする。

2 業務の概要・目的

「会津若松市移住ウェブサイト制作業務委託プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）を参照。

3 業務期間

契約締結日 ～ 令和7年3月31日（月）

【成果品の納入期限】

ウェブサイト 令和7年3月31日（月）まで

4 会津若松市移住ウェブサイト制作業務要求水準

(1) 業務内容

- ア ウェブサイトの構成の設計
- イ トップページや各カテゴリ別ページ等のデザイン企画、制作
- ウ スマートフォン・タブレット用ウェブサイトのデザイン企画、制作
- エ ハードウェア及びソフトウェアの構成及び環境設計
- オ CMSの導入・構築
- カ 検索エンジン最適化（SEO対策）の実施
- キ 操作マニュアルの作成及び操作研修の実施

(2) ウェブサイトの基本的事項

- ア 会津若松市での暮らしの魅力や特色が十分に伝わるよう、県外在住の20代から40代をメインターゲットとし、移住者希望者にとっての必要な情報がどこにあるか分かりやすく、見やすい構成・デザインであること。
- イ 画像を多くかつ効果的に使用し、閲覧者の視覚に訴えるものであること。
- ウ 情報の更新にあたって、専門的なICT知識を必要とせず、事務局員が簡単な操作により情報を更新できるCMSを導入すること。
- エ ウェブサイト全体を通じて、閲覧者がストレスを感じることがないように、わかりやすさ、見やすさ、表示速度を確保し、原則3クリック程度でほしい情報が得られるものであること。
- オ ウェブアクセシビリティに配慮し、高齢者や障がい者が利用しやすいものであること。
- カ ウェブサイトは、パソコン・スマートフォン・タブレットなど様々なデバイスで表示が最適化されるようなものとする。

- キ 現行の会津若松市定住・二地域・居住推進協議会フェイスブック及びインスタグラムとの連携機能を備えること。
- ク 必要に応じて市ホームページ内の詳細ページを容易に確認できるようにすること。
- ケ 訪問者数や滞在時間、ページビュー数等の詳細ログが取得できるシステムを導入すること。
- コ 既存のウェブサイトのドメインを継続して使用し、アクセスルートやSEO効果を損なわないようにすること。

(3) 掲載内容

掲載内容（案）は下記のとおりとし、現行ウェブサイトの素材等についても利用は可能とする。ただし、掲載順序及び掲載量は指定しない。

なお、下記以外で移住希望者にとって効果的と考える情報があれば提案すること。

- ア 市の概要（人口、気候、歴史、アクセス、観光、魅力など）
- イ 生活情報（医療、買い物、雪対策、市街地・農村地域・中山間地域それぞれの特徴など）
- ウ 子育て情報（医療費助成制度、こども園、学校、給食、こどもクラブなど）
- エ 就職支援（ハローワーク、ふくしま生活・就職応援センターなど）
- オ 住宅探し支援（不動産団体との連携）
- カ 移住に関する支援制度（制度の紹介、要件、必要書類の紹介など）
- キ 移住関連イベントのお知らせ
- ク 移住者の暮らし紹介（先輩移住者、愛友あいづネット、移住者交流など）
- ケ 移住に関するQ&A（移住の進め方など）
- コ 問い合わせ先

5 成果品

- (1) マニュアル及びウェブサイト作成時の関連資料一式
- (2) ウェブサイトで使用したテキスト、画像、動画データ
- (3) その他、協議会が必要と認める資料
- (4) 納品形式や場所は別途定める。

6 その他

- (1) この要求水準書は、大要を示すものであり、ここに明記されていない事項であっても、当該業務に関連すると判断され、協議会が必要と認めたものについては、協議のうえ誠実に履行すること。
- (2) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとし、必要な経費も受注者が負担するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の履行にあたり個人情報の漏えいを防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (4) 成果品や電子データ等、本契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権は、協議会に帰属するものとする。

- (5) 写真、画像、イラスト等のデータ使用にあたっては、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう注意すること。
- (6) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を遵守すること。